

2006年3月18日

第2回安全保障貿易学会研究大会 第3セッション

アジアの安全保障環境と輸出管理

慶應義塾大学総合政策学部 青木節子

はじめに - 問題の所在

冷戦終結後も、軍備管理・軍縮面での前進ほとんどなし

大量破壊兵器、特に核兵器拡散懸念の中心地としてのアジア 「核の闇市場」

核兵器

NPT 加盟国 (イラク)、北朝鮮、イラン (2006年2月6日安保理付託)

(2004年8月 韓国の未申告ウラン濃縮・プルトニウム分離実験露呈)

NPT 非加盟国 インド パキスタン 1998年以来「核兵器国」

2006年3月2日 米印民生原子力協力協定

地域の安全保障向上のためのさまざまな国際法制度の中で輸出管理の果たしてきた機能を探り、問題点と改善のための有効な方策を検討する。

1 大量破壊兵器および通常兵器の不拡散・拡散対抗をめぐる国際規制とアジア

(1) 軍備管理条約 NPT 東南アジア非核兵器地帯条約、生物・毒素兵器禁止条約、
化学兵器禁止条約 その他通常兵器規制関係

(2) 輸出管理レジーム ザンガー委員会、NSG、MTCR AG WA

(3) 2003年5月31日～

拡散に対抗するイニシアティブ (PSI) 拡散対抗としての「阻止」行動

(現在コアメンバー19ヶ国) アジア諸国からは日本、シンガポールがコアメンバー。

カンボジア、フィリピン、タイが2004年10月(日本主催の「チーム・サムライ04」)
以来オブザーバー。次回韓国がオブザーバーとして参加予定。

(4) 2004年4月28日 国連安保理決議1540 (法的拘束力あり)

大量破壊兵器のテロリストへの拡散を防止するため、加盟国は、非国家主体へのいかなる形態の支援も慎むこと、テロリストの大量破壊兵器製造、取得、輸送、移転等を禁止する実効的な法律採択・執行を行うこと、国内制度として国境管理、輸出管理、物理的防護などを行うこと(第1-3項)が法的義務となり、国内措置を安保理全理事国で構成する「1540委員会」に報告する義務が課される(第4項)。大量破壊兵器拡散対抗行動において、国際法・国内法に従って協調行動を取ることが要請される(第9-10項)。

2 アジア諸国の不拡散努力における輸出管理法制の実態

1540 委員会国家報告書を中心に

(1) 中国 (2) 韓国 (3) ASEAN 諸国 (4) インド、パキスタン、スリランカ

3 アジアの安全保障環境と米国の不拡散・輸出管理政策

(1) 対中国

中国向け輸出違反に対する法執行の例と問題点

所轄機関：国務省、商務省、国土安全保障省（特に ICE）、財務省（特に OFAC）

「みなし輸出管理」(EAR) 「米国人」範囲 (EAR、ITR (イラン取引規則)、USML で異なる規定) など 米国の域外適用問題

2003 年の WA における Statement of Understanding (SOU) における「武器禁輸国」解釈と対中キャッチオール新規則制定の動向 新 EAA (H.R.4572) は制定可能か？ S.149 は 2002 年に下院で廃案となる。

欧州との調整 2005 年の「武器移転行動規範」

(2) 対インド

2003 年 5 月以降の二国間協定 2004 年 1 月 「戦略的パートナーシップにおける次なるステップ」(NSSP)(第一段階) 2004 年 9 月 安保理決議 1540 に基づく NSSP 第二段階を採択。インドは米国と同基準の輸出管理法制を適用し厳格な不拡散政策を実施する。米国は、商業宇宙開発利用協力、民生原子力協力について国内法改正、輸出管理法適用を変更する。(宇宙と原子力汎用品の輸出管理運用に変化) 2006 年 3 月 米印民生原子力利用協定として結実

(3) 対 ASEAN 諸国 アウトリーチ活動の困難

まとめ - 日本のアジア地域不拡散努力における輸出管理の意義と問題点

1 安保理決議 1540 の重要性 成功すれば輸出管理法整備が進み、闇市場に打撃を与える可能性はある。

2 既存の輸出管理レジームの位置付け アジアにおける意義と「ホワイト国」日本の役割 4つのレジーム一元化案の評価

3 輸出管理と「阻止」行動の連携の難しさ 拡散対抗・不拡散と軍備管理の関係 合法性の担保と「正当性」「公正」についての共通の認識を情勢することの難しさ